

社会福祉法人 金光寺福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人 金光寺福祉会 定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては定款第21条の規程にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 5月 14日(評議員会の議決日)から施行する。

※平成29年4月1日にさかのぼって適用させたい場合は、以下のとおり記載する。

この規程は平成29年 5月 14日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

- ・無報酬の場合は、その旨規程に定める必要がある。職員としての給与は含まない。
- ・交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。